



基本構想

本論



第1章

都市像

第1節 | まちづくりの基本理念

本市のまちづくりは、男鹿市民憲章を尊重して住民と行政が互いに力を合わせ、豊かで住みよい地域共同社会の実現を基本理念として推進します。

第2節 | 都市像

活力ある地場産業の構築と思いやりの心で創りあげる「教育・観光・環境が豊かな文化都市」を目指す都市像とします。



第2章

まちづくりの基本目標

1 産業の振興

本市の魅力存分に発揮できる観光の振興や、産業として魅力と誇りを感じることでできる農林水産業の振興を図るとともに、資源を活かした地場産業の活性化や起業の支援など、産業の振興を目指します。



2 保健及び福祉の増進

本市における医療体制の充実、健康づくりの推進、福祉サービスの質的充実を図り、かつ、保健・福祉・医療の包括的で連携のとれたサービス提供に努めます。



3 都市及び生活の基盤整備

本市の道路・交通体系の整備、地域情報通信基盤、上下水道などの都市基盤整備を計画的に進め、利便性の確保を図ると同時に、自然環境の保全に配慮しながら、生活基盤の整備を推進します。



4 安全安心対策の推進

本市では、子どもから高齢者まですべての人が生涯にわたり安心して暮らし、積極的に社会参加ができるように、関係機関との連携のもと、地域ぐるみの防犯活動を展開するとともに、交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、情報提供や安全教育を行うなど、市民生活の安全対策を推進します。



5 人材の育成

市民の生涯学習環境を整備し、地域間交流・国際交流を促進することで、多くの人々が学び、集い、触れ合う機会の創出を図り、地域を支える人材の育成を推進するとともに、豊かに広がる海や山などの自然の中でのびのびと子どもを育み、未来を担う人材を育てます。

また、市民が心身ともに健康的な生活を送ることができるようスポーツの振興を図るとともに、本市に伝わる民俗や文化財、郷土芸能などを保護・保存し、後世に継承する、スポーツ・文化・伝統のまちを目指します。



6 住民と行政がともに育む地域づくり

本市では、まちづくりの運営にあたり、住民への適切で迅速な情報提供を図るとともに、効率的・計画的な行財政運営を行いながら、住民と行政が知恵を出し合い、対等のパートナーとして、ともに育む地域づくりを目指します。



第3章

施策の大綱

第1節 | 産業の振興

- 1 観光の振興
- 2 農林水産業の振興
- 3 商工業の振興
- 4 人材の活用と就労機会の充実
- 5 船川港の活用

1 観光の振興

「なまはげ」をはじめとする伝統文化を活用した観光イベントの充実、安らぎや癒しを醸し出す温泉郷の環境整備、農山漁村地域の資源を活かした体験型観光や教育旅行の誘致などにより、滞在型観光を促進して宿泊観光客数の増加を図るとともに、農林水産業などの関連産業と連携しながら、地域経済の発展を促すような観光産業を確立します。

観光客の多様化・高度化するニーズに応えるため、多くの歴史的・文化的資源を有する周辺地域と連携し、男鹿半島のあらゆる魅力に、新たに都市観光・文化観光・産業観光を組み入れた広域観光ルートの構築を図るとともに、さまざまなメディアを効果的に活用して、首都圏をはじめとする県内外へ自然、文化、食などの地域の魅力をPRし、さらなる誘客を図ります。

男鹿を訪れた人が気持ちよく滞在できるように、国際観光振興も考慮した分かりやすい案内標識の設置、地場産品を利用した食の提供、観光事業者等のホスピタリティ（旅行者や客を親切にもてなすこと）の向上などに努め、受け入れ態勢の強化を図ります。

2 農林水産業の振興

農 業

農業従事者の減少や高齢化に対応するため、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、地域の実態にあった担い手の確保・育成を図ります。

農地の利用集積や効率的な営農による生産コストの低減、用水の安定供給、排水条件整備、災害の未然防止による生産性の維持向上を図るため、生産基盤等の整備を計画的に推進します。

消費者や市場のニーズを踏まえながら、食味と品質に優れた米の生産や野菜・果樹・花き・畜産などの収益性の高い戦略作物を中心に産地づくりを推進し、安定した農業経営の確立を図ります。

安全・安心で良質な農畜産物の生産に努め、販売促進活動の強化、販路の拡大や地産地消活動を推進します。

林 業

国土の保全、水源涵養や災害防止、美しい森林景観の形成など、森林のもつ多面的な機能が十分に発揮できるよう、造林や間伐等の整備を行い、木材の安定的生産を図ります。

水産業

県内最大の漁場を有する恵まれた地理的条件を活かして、漁家収入の増大と経営の安定、担い手の育成を図るため、沿岸漁場・漁港・流通施設等、生産基盤の整備とあわせて、資源管理型漁業を核とした水産資源の維持・増大を図ります。



3 商工業の振興

中心市街地における賑わいやふれあいを創出し、魅力ある商店街の形成により、商店街の振興を図ります。

小規模店舗においては、高齢者などの消費者ニーズを的確に捉え、進行する高齢化社会に対応する商業環境の近代化の促進に努めます。

優れた観光資源を活用し、農林水産業や観光産業と連携し、特産品として新商品の開発や既存商品の改良を促進するとともに、地場産品の需要拡大と販路拡大を図ります。

市内中小企業の経営の安定と活性化を図るため、必要な資金のあっ旋など金融の円滑化を支援します。

4 人材の活用と就労機会の充実

地域産業の観光産業化を推進し、地場産業の活性化や雇用の確保に向けた産業振興を図ります。

新規産業の創出や起業、雇用拡大の奨励、コミュニティビジネス（地域の経営資源を利用し地域住民が主体となってビジネスとして地域問題に取り組んでいく活動）の振興に努めます。

若年層の地元就職と離職者の再就職を促進するため、求人情報や職業相談の充実を図ります。

雇用の場の確保や若年層の流出防止のため、既存企業の育成に努めるとともに企業誘致を図ります。

5 船川港の活用

船川港は、地域振興の核として、取扱い貨物量の増大、船舶の大型化に対応するため、岸壁の延伸による埠頭用地の増設推進や浚渫による規定水域の確保に努めるとともに、未利用港湾用地の利用促進を図り、地場産業の振興、新規産業の導入に努めます。

OGAマリンパーク、マリーナ等の港湾施設の利活用を促進するとともに、港湾背後地の産業基盤強化による貨物船と大型客船寄港の誘致により賑わいのあるみなと空間づくりを推進します。

第2節 | 保健及び福祉の増進

- 1 高齢者福祉の充実
- 2 子育て環境の整備
- 3 社会福祉の充実
- 4 健康づくりの推進と医療体制の充実
- 5 バリアフリーの推進

1 高齢者福祉の充実

高齢者の生きがいづくりを推進するため、高齢者同士や世代間交流の場の創出や老人クラブ活動の活性化、敬老意識の醸成を図ります。また、関係機関や地域で活動する団体との連携を強化しながら福祉活動を担う人材を育成し、総合的できめ細かな福祉サービスが提供できる体制の整備を推進します。

今後さらに高齢化が急速に進行するなかで、介護保険制度を将来にわたって安定的に継続・機能させるため、「給付の効率化・重点化」を進めるとともに、「自立支援」をより徹底する観点から、地域密着型サービス体系、予防重視型システム及び地域支援事業の充実を図ります。

2 子育て環境の整備

就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みを視野に入れながら少子化に対応した幼児施設の整備を進め、教育・保育の質的向上と効率的な運営に努めます。また、多様なニーズに対応した幼児教育・保育サービスの充実、子育てネットワークや子どもの居場所づくりなど、地域における子育て支援強化を図り、安心して出産・子育て・就労ができる環境整備に努めます。

要保護児童対策地域協議会と関係機関とのネットワークを構築して情報の共有化を図り、連携を密にしながら児童虐待防止のための広報・啓発活動等に取り組み、事故の未然防止と早期発見、早期解決に努めます。

3 社会福祉の充実

障がい者福祉については、在宅福祉サービスや機能訓練等の日常生活の支援やさまざまな交流事業の実施、住民に対する意識啓発を推進し障がい者の社会参加の促進を図ります。また、生活指導を充実させるとともに、職業訓練や雇用機会の拡大等の就労支援を推進し、障がい者の自立を促進します。

母子・父子福祉については、母子・父子家庭が抱える諸問題に対応し、適正な児童養育ができるよう自立促進と生活の安定・向上に努めます。

低所得者福祉については、相談・指導体制を充実し適切な保護に努めるほか、生活福祉資金や離職者支援資金等各種貸付金による生活援護の充実を図りながら、関係機関と連携し就労の促進に努めるとともに、安定した生活が営めるよう経済的自立及び生活意欲助長促進のための更生指導を図ります。

国民健康保険については、市民の健康を守る医療保険として、高齢化、疾病の多様化に対応できるよう、制度の一層の充実を国に要望するとともに、運営の長期的な安定を図るため、被保険者の疾病予防など、医療費の適正化に努めます。

高齢者医療については、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえた医療サービスの提供を図るとともに、高齢者の医療に対する安心・信頼が確保できるよう、制度の円滑な運営に努めます。

福祉医療については、乳幼児、ひとり親家庭の児童、高齢身体障がい者、重度心身障がい者（児）の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療保険の給付を補う福祉医療費を支給して援護します。

国民年金については、市民皆年金を推進するため、年金制度の周知徹底、未加入者の加入促進を図ります。

4 健康づくりの推進と医療体制の充実

市民が、健康で明るく元気に生活し、実り豊かな生涯を送るために、特定健診、各種がん検診、母子保健活動、感染症の予防対策、健康相談・訪問等の体制を強化するとともに、健康管理に対する意識の向上と自主的な健康づくりに取り組める環境を整備し、市民と協働による健康づくりを推進します。

男鹿みなと市民病院は、地域の拠点病院として、市民の生命と健康を守る重要施設であり医師、看護師など医療従事者の確保や医療機器の整備など診療体制を充実することにより経営の健全化に努めるとともに、救急告示病院としての役割を果たすため、関係機関との連携を密にし、救急医療体制の強化を図ります。また、IT技術の発達により容易となった病院間の診療情報の交換・連携を推し進め医療機能の整備充実を図り、誰もが安心して質の高い医療を受けられる体制づくりに努めます。

5 バリアフリーの推進

市街地や主要施設においてバリアフリー化やユニバーサルデザイン（すべての人が使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすること）の採用を推進するなど、高齢者や障がい者（児）、子ども連れの親子などが積極的に社会参加できる環境整備に努めます。



第3節 | 都市及び生活の基盤整備

- 1 市街地の活性化
- 2 定住環境の整備と資源循環型社会の形成
- 3 情報化の推進
- 4 道路・交通網の整備
- 5 水資源の涵養

1 市街地の活性化

既成市街地の居住環境の整備に努めるとともに、生活道路やアクセスの改善など市街地の利便性向上を図ります。

また、中心市街地の活性化を図るため、男鹿駅周辺の施設を有効活用することにより交流人口を増やし、本市の中核となる地区の形成に努めます。



2 定住環境の整備と資源循環型社会の形成

ごみの減量・資源化を推進するため、分別収集などの資源循環型社会への取組みを積極的に進め、環境への負荷軽減を図ります。

生活環境を快適にするため、全市一斉清掃の実施、各地域住民による地域ぐるみの清掃活動を通して、環境美化への意識の高揚を図ります。

生活排水処理施設については、公共下水道や農業・漁業集落排水事業と合併処理浄化槽などによる計画的な整備を推進し、衛生的かつ快適な生活環境の確保と公共水域の水質保全を図ります。

都市ガスは、ガス事業法に基づく消費機器調査、本支管漏洩検査、内管検査を確実に実施し、保安の確保及び安全性、安定性の向上を図ります。また、他燃料との競合や生活様式の変化などによりガスの需要が落ち込んでいることから、新規需要の開拓及びガスの利便性や環境にやさしい天然ガスをPRしながら、需要の確保に努めます。

公園・緑地については、レクリエーションや交流の場として、整備に努めるとともに、地域住民やボランティア等と連携を図り、適正な維持管理に努めます。

公営住宅については、世代のニーズを積極的に取り入れた良好な住環境を整備することで若者の定住を図るとともに、高齢者や障がい者に配慮した整備に努めます。

宅地供給については、若者の定住対策として、快適で利便性の高い宅地の供給を促進します。

3 情報化の推進

市民の間で情報格差（デジタル・デバイド）が生じないように利用環境の整備を促進します。

社会資本としての情報通信技術を活用して、観光産業の振興、地域産業の高度化、効率的な行政サービス等、市民サービスの向上を目指し、市民・企業・団体・行政が一体となって地域情報化を推進します。

4 道路・交通網の整備

本市の点在する居住地区及び産業活動地域と、数多くの観光地との一体性の確保を図るため、幹線道路の整備を図り、連続的で回遊性のある交通ネットワークの形成と高速交通へのアクセス道路の整備を推進します。

日常生活における生活道路の整備とともに災害時における避難路としての利便性の向上を図るため改良、維持管理を推進します。また冬期間の安全で円滑な道路交通の確保及び歩行者安全確保のための除雪・防雪対策の充実を図ります。

住民の移動手段と観光客の二次アクセス確保を図るため、各駅周辺の整備や新駅設置の調査への働きかけなどを進めるとともに、地域公共交通の確保と利便性の高い交通体系の構築に努めます。

5 水資源の涵養

上水道は、漏水等の原因となる老朽管の更新と各種施設設備を計画的に整備し、水利の効率的活用を図るとともに、公共下水道の整備等にあわせ、需要の確保に努めます。また、滝ノ頭、一ノ目湯を中心とした良質な水源の確保、水源周辺の環境保全と整備を図り、水質の保全と水源涵養機能の充実に努めるとともに、災害などの緊急時においても安定供給を図るため、新たな水源の確保をするための調査を進めます。

第4節 | 安全安心対策の推進

- 1 交通安全・防災・消防体制の強化
- 2 環境及び景観の保全
- 3 自然災害への対処
- 4 防犯体制の充実

1 交通安全・防災・消防体制の強化

交通安全に対する意識の啓発と交通マナーの徹底を図るとともに、カーブミラー、ガードレール、区画線、街灯等の交通安全施設を整備します。

市民の生命、財産を災害から守るため、消防施設の整備と若年層の消防団員確保に努めるとともに、広報及び防災訓練などにより市民の防災意識の高揚を図り、地域防災の充実強化に努めます。



2 環境及び景観の保全

市民の健康と生活環境を守るため、大気汚染・水質汚濁・騒音等の未然防止に努めるとともに、市民の環境保全に対する意識の高揚を図ります。

男鹿国定公園の豊かな自然環境を大切にし、この資源を次代に引き継ぐため、自然と調和した開発を心がけ、自然環境や景観の保全に配慮しながら秩序ある地域振興の推進に努めます。

農村部の担い手の高齢化、混住化の進行により、農地や農業用水などを適切に保全管理することが困難になってきているため、地域住民などが参画する新しい体制をつくり、資源の維持、保全管理に努めます。

森林の持つ多面的な公益機能の維持・増進を図るため、適切な保育施業に努めます。

3 自然災害への対処

地震・火災・水害などの災害から住民の生命と財産を守るため、地域防災計画に基づき、避難の勧告、指示を的確に実施して被害の防止に努めるほか、河川環境の整備や急傾斜地崩壊対策などの治山治水事業を計画的に推進します。

4 防犯体制の充実

防犯関係団体と連携した情報ネットワークの構築、安全な社会環境の整備、学校等の安全対策の推進を図るとともに、子ども見守り隊の普及育成に努めるなど、防犯体制の充実と防犯に関する意識啓発、情報提供を推進します。

第5節 | 人材の育成

- 1 教育環境の整備
- 2 地域間交流の機会充実と国際交流の推進
- 3 生涯スポーツ活動の推進
- 4 生涯学習の推進
- 5 芸術・文化・伝統の保護・継承

1 教育環境の整備

義務教育においては、「強くたくましい心と体に支えられ、知性と品性を兼ね備えた21世紀を生きる子どもの育成」を目指します。

また、特色ある学校の創造を目指した教育と、郷土のよさに気付く体験活動の充実に努めるほか、「基礎学力の向上」と「個を伸ばす教育」の充実に努めます。

そのため、子どもたちが切磋琢磨しながら主体的に活動したり、安全で豊かな環境で自己実現を図ったりすることができるように、学校規模や通学区の適正化、施設設備の充実など望ましい学習環境の整備に努めます。

2 地域間交流の機会充実と国際交流の推進

地域の連帯感の醸成を図るため、他地域との交流活動を促進し、感性豊かな心の育成に努めます。

姉妹都市交流などの自治体レベルの国際交流を充実させるとともに、芸術・文化・スポーツ活動や企業活動等における市民レベルでの国際交流を促進するほか、国際的視野に立った学習機会の充実に努め、市民意識の高揚を図ります。

3 生涯スポーツ活動の推進

各種大会の開催等を通じて市民のスポーツに対する関心を高めるとともに、体育施設の利用を無料とし、様々なスポーツをより楽しんでもらい、日常生活のなかにスポーツ活動を定着させ、体力の向上を図りながら、市民の健康の保持増進に努めます。

また、各種スポーツ団体の活動支援に努め、人材の育成や既存施設の整備充実を図るとともに新たな競技会等を誘致、開催しスポーツ交流を推進します。

4 生涯学習の推進

自由時間の増加など、社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習意欲が高まっています。このことから、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会を選択して学びあえる社会の形成と、学んだことが適切に生かされる生涯学習社会の構築に努めます。

5 芸術・文化・伝統の保護・継承

本市に伝わる民俗行事や伝統文化の保護・継承を推進し関係団体の活動を支援します。また、文化財の適正な維持・管理を図るとともに、発掘調査や保存整備に努めます。さらに、市民主体の芸術文化活動の支援や、拠点となる文化施設の充実、活用を促進し、個性豊かな地域文化の振興を図ります。



第6節 | 住民と行政がともに育む地域づくり

- 1 コミュニティ活動の推進
- 2 市民主体の市政の推進
- 3 男女共同参画社会の推進
- 4 行財政の効果的・効率的な運営

1 コミュニティ活動の推進

住民主体のまちづくりの基盤となる町内会などの住民自治組織の強化を図るため、まちづくりのリーダーとなるべき人材の育成に努めるとともに、地域活動の拠点となる集会施設等の整備や地域の特性を生かした地域住民の自主的な活動を支援します。

住みよいコミュニティの形成を図るため、市民憲章の実践活動を積極的に推進するとともに、生涯学習活動を通じて地域連帯意識の醸成を図りつつ、諸団体との連携を深め、地域活動を促進します。

2 市民主体の市政の推進

行政の情報を的確に市民に提供しながら、市民の声を行政運営に反映させるため、広報広聴活動の一層の充実を図りつつ、住民自治組織と連携したまちづくりを推進するとともに、すべての住民が地域づくりの担い手として、それぞれの役割分担の中で主体的に活動していくまちづくりを促進します。

市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を一層推進するため、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用を図ります。

3 男女共同参画社会の推進

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かち合うことができる男女共同参画社会の形成を推進します。

政策・方針決定の場への女性の参画の拡大をはじめ、女性が様々な分野で活躍できるよう支援するとともに、男女の固定的な役割分担意識や職場・家庭における性による差別の解消が図られるよう、意識啓発や広報活動を推進します。

4 行財政の効果的・効率的な運営

新たな行政課題や市民の多様なニーズに対応しながら、より効率的な行政運営を図るため、組織・機構の簡素・合理化、定員管理等の適正化を推進するとともに、職員研修の充実を図り、人材の育成に努めます。

行政事務の効率化と市民サービスの向上を図るため、電子自治体システムの構築を推進します。

また、地方分権の進展や市民ニーズの多様化・高度化に伴う財政需要に的確に対応できるよう、中長期的視点に立ち効率的で安定した財政運営に努めます。



第4章

重点事業

1 地場産業

① 担い手の育成

経営能力に優れた経営体や新規就業者の育成及び女性就業者の主体的活動を推進することにより地場産業の担い手を育成し、経営基盤の強化を図ります。

② 生産基盤施設整備の推進

大規模ほ場や農道の整備、漁港・漁場の整備など生産性の向上を図るため、生産基盤施設の整備を推進します。

③ 地産地消の推進

安全・安心で良質な地場農水産物を消費者に提供するとともに、学校給食などへ供給量の拡大を図ります。

2 教育

① 国際感覚を身に付けた人材の育成

A L Tや国際教養大学の留学生等との交流活動を充実させ、国際感覚を身に付けた人材を育成します。

② 学習環境の整備

生涯学習活動の拠点となる公民館、図書館、文化会館など社会教育施設の整備に努めます。また、市民だれもが学習に必要な資料や情報を提供できるような公民館だよりの充実や市の広報の活用、インターネットの利活用など情報環境の整備を図ります。

③ 教育環境の整備

学校施設の耐震化や校地の整備を推進し、安全で衛生的な教育環境の確保を図ります。

3 観 光

① なまはげの里づくり事業

観光文化の拠点づくりとして、その核となるなまはげ館の魅力を一層充実させるため、なまはげ館二期計画に基づき展示内容等の整備を図ります。

② 受け入れ態勢の強化

地域の伝統料理とおもてなしの心で男鹿観光の魅力を引き出すなど、受け入れ態勢の強化を図ります。

③ 新商品の開発等

農林水産業や観光産業の各機関・団体と連携を強化し、地場産品を活用した新商品の開発や既存商品の改良に努めます。

4 環 境

① 男鹿国定公園の環境整備

男鹿国定公園の優れた景観、環境を保全するため、清掃美化運動を推進するとともに、その適切な保護、管理に努めるほか、自然公園施設の計画的な整備を図ります。

② 新エネルギーの導入促進

本市の特性を生かし、有効な資源としての温泉熱、風力、太陽光等を活用した新エネルギーの導入を促進します。

③ 地球環境への配慮

水資源涵養を図るため植樹を行うとともに、イベント等の運営にあたっては二酸化炭素の排出を抑制する工夫をするなど、地球環境に配慮した活動を推進します。